

令和6年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和6年8月26日（月） 午後6時00分～午後8時00分 日野市役所5階 504会議室
出席委員	会 長： 西浦 定継（学識経験者 / 明星大学建築学部教授） 副会長： 鈴木 麗加（学識経験者 / 国立あさひ法律事務所） 委 員： 秋間 芳行（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 糟谷 敏美（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 田辺 真樹 （労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員： 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）
【次第】 1. 開会 2. 議事 （1）本年度審議会の活動計画について （2）本年度の公契約対象事業、労務台帳について （3）労働報酬下限（委託）の推移について （4）指定管理制度への導入検討について 3. その他 4. 閉会	
2. 議事 （1）令和7年度労働報酬下限（委託）について	
事務局	・令和6年10月1日改定の最低賃金及び令和7年度委託労働報酬下限額の事務局試算資料等について説明。 ・中央労働審議会の資料等を基に、物価高騰や賃上げ上昇傾向は継続すると予想し、令和7年10月の東京都最低賃金を1,223円と予想。その後、これまでの上昇率と東京都の最低賃金と比較した差額を考慮し、令和7年度労働報酬下限額（案）1,233円を提示した。
委員	・条例の目的を再度確認し、労務報酬下限額を検討する方向が良いと思う ・その上で、民間労働者の賃金をベースに考えることが良いと思い、ハローワーク八王子の令和6年3月時点の飲食物調理従事者の求職賃金1,128円を参考賃金として提示した。 ・この時給をベースに、2024年賃上げ分5%増、2025年賃上げ分4.5%増と予想した場合、1,238円という数値になる。
委員	・公契約条例の目的として、労働環境の確保や公共サービスの質の向上が掲げられている以上、少なくとも民間賃金相場は確保する必要がある。都の最低賃金の水準をぎりぎり上回るのではなく、少し余裕をもった金額にして良いのではないか。
委員	・労働報酬下限額について、委託に限らず、工事についても内訳がないので反

	映されているかははっきり分からないし、物価や資材が高騰しても反映されているのか分からない。
事務局	・ 工事は、発注する際、最新の設計労務単価を使用しているので、その都度最新の単価が適用されている。
委員	・ 極端な物価上昇、材料の値上がりに関しては、年度途中での契約変更しているケースもあり、昨年度はインフレスライドを適用した案件もあったので、対応できる形にはなっている。
会長	・ 答申の際に、きちんと労働報酬下限額について、積算に反映するようにしてください。と申し添える形が良いかと思う。
委員	・ 東京都の最低賃金を少しだけ上回るための議論で良いのか、行政の仕事なので品質確保のために少し高く金額設定した方が良いのかという議論がある。
委員	・ 給食等では労務台帳で報告される単価が下限額に張り付いている傾向が見受けられる。もう少し良い条件で良い人が集まるような金額設定をするべきである。
委員	・ 先日委託事業者にしたヒアリングで、給食調理業務委託のリスクを伺った際、人手不足、つまり、求人を出しても人が集まらない状況を挙げていた。 ・ 公契約条例を適用していれば、近隣の水準よりも高く募集賃金を設定できるので、人手不足解消にもつながるという話があって印象的だった。
委員	・ 一方で、賃金水準が高くなると、労働を扶養の範囲内に抑える年収 108 万円、130 万円の壁についての課題も挙がっていた。
会長	・ 適正な予算確保と労働報酬下限額が上がることで労働時間が減少し、さらなる雇用確保の課題が生じる件についても、対策措置の配慮を答申の中に入れるようにした方が良い。 ・ 労働報酬下限額については、条例の目的等も鑑み、委員が提示した 1,238 円で決定する。
(2) 令和 6 年度の運用状況（工事・委託）について	
事務局	・ 令和 6 年度公契約対象となる事業の報告、労務台帳の提出状況の報告
委員	・ 工事、委託の労務台帳の中で、入力誤りがあったので確認して欲しい。
事務局	・ 事業者を確認して、必要に応じて書類等再提出していただく。
委員	・ 公契約の対象予定であった案件の不調が続いている。建設業では人手不足が深刻になっており、日野市だけでなく影響が出ていると思う。
(3) 委託事業者向け説明会、公契約条例適用事業に係るヒアリングについて	
事務局	・ 8 月 5 日に実施した委託事業者向け説明会の結果報告及び同日に実施した公契約条例適用事業に係るヒアリング内容の報告。
委員	・ ヒアリングを実施して、人材確保はその事業者側のリスク要因としてももちろんあるが、働く方々の日常的な安全衛生の観点で、現場の熱気、暑さが問題ということが理解できた。 ・ 調理の中で火を使用することで熱気が発生し、暑い中での作業、過酷な職場で働いていることで、辞めてしまう人もいるとのことだった。 ・ 安全衛生は命に関わるので、適時改善すべきだと思う。

委員	・ 公契約条例で単価を上げることで発生する課題も見えた。 ・ 時給が上がれば、扶養の範囲内で働きたい人は労働時間が短くなる。その分人手不足になり、追加で人を雇用する必要が出てくるのが分かった。
(４) 指定管理制度への導入検討について	
・ 指定管理制度の他市の状況、日野市の現状について説明	
委員	・ 日野市の指定管理の具体的な作業内容が分かると良いと思う。 ・ 例えば、受付業務や管内の清掃業務も対象になっているのか。地区センターは利用受付のみなのかなど個別の確認をした方が良い。 ・ シルバー人材センターを対象外にするのかについても、他市で対象外にした理由などしっかり確認をした上で決めた方が良い。 ・ 指定管理は複数年協定になると思うので、労働報酬下限額の適用を年度ごとに変更できるのか、その辺も検討する必要がある。 ・ 次回の審議会に向けて調査、資料等集めていただければと思う。
３. その他	
事務局	第三次担い手３法の改正内容について、資料に基づき説明
委員	・ なぜこの法改正があったのかという理由は、インフラ整備の担い手であり地域の守り手である建設業等が、このままでは役割を果たし続けられないぐらいに追い詰められているという状況の中、国全体で考え、動き始めたという認識でいる。 ・ この法改正によって建設業界が、１年、２年と着々と大きく変わっていくと思う。委員の方々にも共有しておきたいという想いがあったので共有した。 ・ その中で、現状、工事の公契約条例の対象が１億円以上になっている。当初、まずは１億円以上から始めてみようということを、公契約の検討委員会から話をきていて、条例を制定し１億円以上から始まっているが、今後１年２年という範囲の中で、公契約条例の適用範囲を広げていくのも議論の中に入れて検討したいと思っている。
会長	・ 次回第３回の開始時間は、今回同様１８時開始する。